

伊賀市告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 23 日

伊賀市長 内 保 博 仁



記

伊賀市大内字西村に編入する区域

伊賀市大内字内屋敷 1710 の 2、1726 の 3、1859 の 1、1859 の 13 及び 1950 の 4